

加給年金制度

加給年金制度の概要

制度趣旨

老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権発生時に生計を維持する配偶者・子がいる場合に、その扶養の実態に着目し、当該年金給付の額に加給年金額を加算する。

支給要件

老齢厚生年金

- ・ 厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金の受給権者であること
- ・ 受給権を取得したときに生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）又は18歳到達年度の末日までの子（または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子）があること

障害厚生年金

- ・ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者であること
- ・ 生計を維持（※1）している65歳未満の配偶者（※2）があること（＝子の加算なし）

※1 ①生計同一、②年収850万円（所得655万5千円）未満

※2 配偶者が65歳到達後は加算されない

支給停止

- ・ 加算対象の配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受給することができる場合（※）には、年金保障上独立しているとして、加給年金額の加算は停止される。

※ 配偶者の老齢厚生年金等の全額が支給停止されている場合には、支給停止されないこととなっていたが、令和4年4月からはこのような場合（障害を支給事由とするものを除く）にも加給年金額の加算が停止されるようになった。

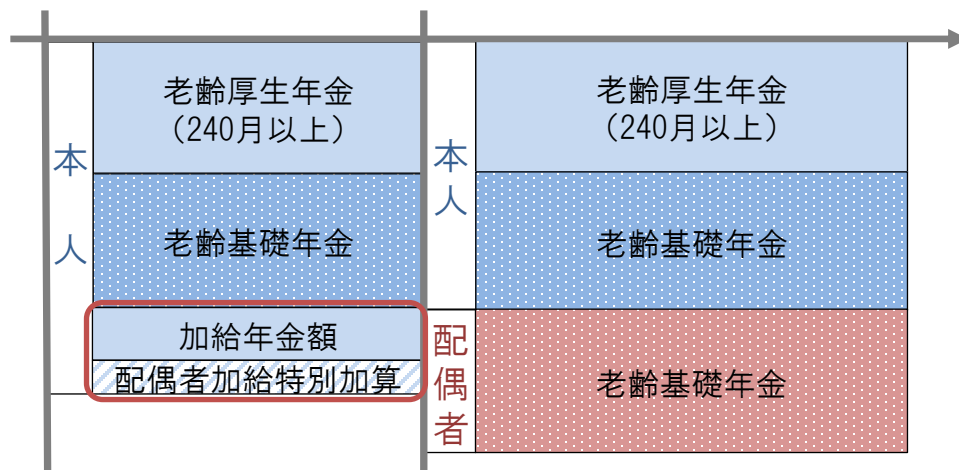
加給年金額

※金額は令和5年度

- ・ 22万8,700円／年（1万9,058円／月）
（老齢厚生年金の場合、第1子・第2子も同額。第3子以降は7万6,200円／年）
- ・ 老齢厚生年金における配偶者への加給年金額については受給権者の生年別に加算（配偶者加給特別加算）があり、現在は多くの者が加算込みで39万6,900円／年（3万3,075円／月）を受給している。

<老齢厚生年金における加給年金額の加算イメージ>

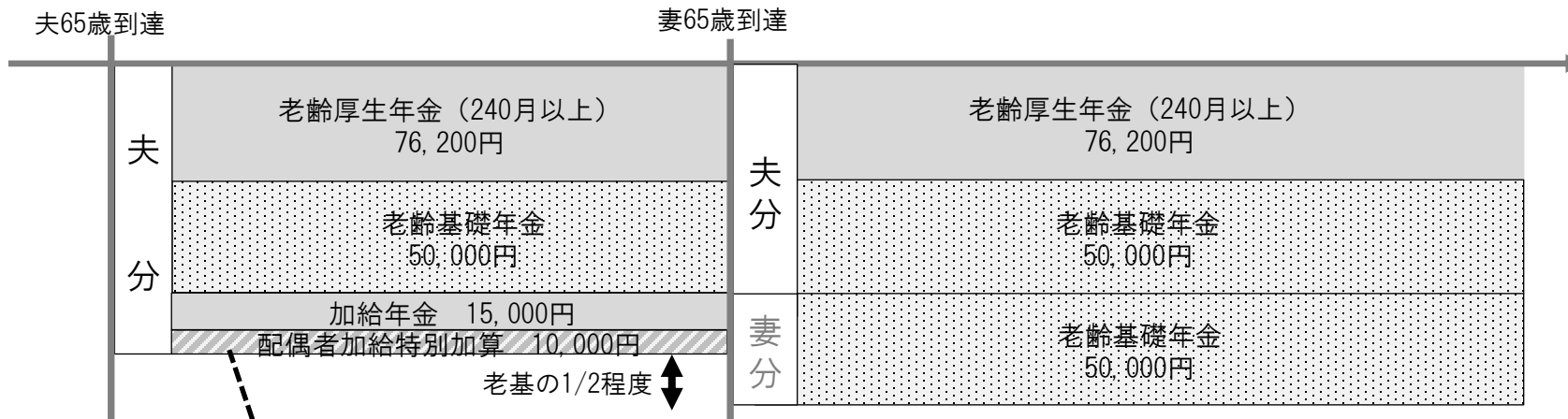
配偶者65歳到達



配偶者加給特別加算について

配偶者加給特別加算…夫婦ともに老齢基礎年金が支給されるまで（妻が65歳到達まで）の間の年金水準の確保を図るための加算

<成熟時の標準的年金額（月額・昭和59年度価格）>



配偶者加給特別加算は、昭和60年改正法の法案審議時に衆議院修正により追加。特別加算により、妻が65歳に達して老齢基礎年金を受給した以後とそれ以前の差が、老齢基礎年金（月額50,000円）の1/2程度（25,000円）に縮まる。

<配偶者加給特別加算額表（年額（月額）・令和5年度価格）>

受給権者の生年月日	特別加算額を含む加給年金額	うち特別加算額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	262,500円 (21,875円)	33,800円 (2,816円)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	296,200円 (24,683円)	67,500円 (5,625円)
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	333,000円 (27,500円)	101,300円 (8,441円)
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	363,700円 (30,308円)	135,000円 (11,250円)
昭和18年4月2日以後	397,500円 (33,125円)	168,800円 (14,066円)

老齢厚生年金の定額部分単価が高い世代については、生年に応じて逡減する仕組みとされた。

加給年金制度の変遷

昭和29年
厚生年金保険法
全面改正

昭和29年：加給年金 新設

- ・ 受給権発生時に受給権者により生計が維持されている配偶者等がいる場合、基本年金額に加給年金額を加算
- ・ 併給調整規定なし（夫婦ともに老齢年金または障害年金の受給権を有している場合には、夫婦にそれぞれ加給年金額が加算されていた）

昭和29年
4,800円／年
（老齢厚生年金の定額部分の20%に当たる水準）

昭和44年改正
2万円年金

昭和44年
12,000円／年（厚年制度における妻の地位向上）

昭和48年改正
5万円年金、物ス
ラ導入

昭和48年
28,800円／年（国家公務員の扶養手当と同額）

昭和55年改正

昭和55年：加給年金 併給調整の導入

- ・ 配偶者が固有の老齢年金又は障害年金を受給している場合には別途の年金保障は不要であるとして、加給年金の支給を停止（夫婦双方の加給年金が停止される）

昭和51年
72,000円／年（有配偶者の年金水準向上）

昭和55年
180,000円／年（夫婦世帯の年金水準充実）

昭和60年改正
基礎年金制度創設

昭和60年：加給年金 有期給付化

- ・ 妻の老齢基礎年金受給まで（65歳到達まで）の有期給付と整理された（≡ 年下妻（夫）であることが要件化）

※ ただし、昭和60年改正施行時に60歳超である者には基礎年金が支給されないため、引き続き終身の給付と整理

- ・ 配偶者に240月以上老厚等がある場合は支給停止
- ・ 配偶者加給特別加算が衆議院修正により追加

昭和60年：振替加算 新設

- ・ 加給年金額の算定対象となっていた配偶者に対して、加給年金額を配偶者自身の老齢基礎年金に振り替えて支給する制度
- ・ 65歳に達した日において、240月以上の老齢厚生年金等を受給する配偶者によって生計が維持され、かつ当該年金の加給年金対象者となっていることが要件
- ・ 昭和60年改正施行時に20歳以上の者（フルペンションとならない者）を対象とした経過的な制度であり、年齢が若くなるにつれ減額

※昭和60年改正以降、平成16年までは財政再計算を踏まえた政策改定、平成16年以降は基礎年金の改定率で改定。

加給年金の支給状況

<配偶者加給(老齢厚生年金)>

受給者の性別	受給者数(万人)	支給総額(億円)	(参考)単価
男	92.7	3,612	224,700円+特別加算、 特別加算：33,200円～165,800円 (生年月日によって異なる)
女	2.3	89	
計	95.0	3,700	

<子加給(老齢厚生年金)>

受給者の性別	受給者数(万人)	支給総額(億円)	(参考)単価
男	2.5	69	第1子・第2子：224,700円 第3子以降：74,900円
女	0.0	0.6	
計	2.5	70	

<配偶者加給(障害厚生年金)>

受給者の性別	受給者数(万人)	支給総額(億円)	(参考)単価
男	6.2	140	224,700円
女	1.8	42	
計	8.1	182	

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 「子加給(老齢厚生年金)」の受給者数の欄には、子加給が支給されている受給者の人数を計上している。

(注3) 「配偶者加給(老齢厚生年金)」及び「子加給(老齢厚生年金)」には、配偶者加給と子加給両方の受給者が含まれている。

(資料) 年金局調べ(令和3年度末時点)

加給年金受給者の平均年金額

<配偶者加給と子加給の受給者(老齢厚生年金)>

※ ()内は月額

	受給者数 (万人)	平均老齢基礎年金額 (円)	平均老齢厚生年金額 (加給年金を除く) (円)	平均加給年金額 (円)
配偶者加給のみ 受給	92.7	708,995 (59,083)	1,147,559 (95,630)	389,681 (32,473)
子加給のみ受給	0.3	662,160 (55,180)	910,746 (75,896)	266,758 (22,230)
配偶者加給と子加給 の両方を受給	2.3	674,531 (56,211)	1,037,733 (86,478)	664,015 (55,335)

<配偶者加給の受給者(障害厚生年金)>

※ ()内は月額

	受給者数 (万人)	平均障害基礎年金額 (円)	平均障害厚生年金額 (加給年金を除く) (円)	平均加給年金額 (円)
配偶者加給の 受給者	8.1	914,972 (76,248)	662,011 (55,168)	224,700 (18,725)

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 老齢厚生年金における「配偶者加給のみ受給者」とは、配偶者加給は受給しているが子加給は受給していない者、「子加給のみ受給者」とは、子加給は受給しているが配偶者加給は受給していない者のこと。

(注3) 「平均老齢基礎年金額」とは、老齢基礎年金を受給している者(繰下げ等により老齢基礎年金を受給していない者を除く。)の人数で割った金額。

(資料) 年金局調べ(令和3年度末時点)

加給年金受給者（老齢厚生年金、65～69歳、男性）の年金額階級別分布

老齢年金額（月額） 階級	1号厚生年金期間が20年以上 の受給者		配偶者加給を受給している者		配偶者加給を受給していない者	
	万人	%	万人	%	万人	%
万円以上 万円未満 ～10	21.3	10.3	0.4	0.6	20.9	14.8
10～13	34.4	16.6	4.0	6.0	30.5	21.6
13～16	49.4	23.9	10.6	16.2	38.8	27.5
16～19	51.0	24.7	17.4	26.5	33.6	23.8
19～22	35.4	17.1	19.8	30.1	15.6	11.1
22～25	13.7	6.6	12.0	18.3	1.6	1.2
25～	1.5	0.7	1.5	2.2	0.1	0.0
計	206.7	100.0	65.7	100.0	141.0	100.0
平均額	15.8万円		18.8万円		14.3万円	

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を受給している者を集計対象としている。

(注3) 「老齢年金額(月額)」は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給額の合計のこと。

(注4) 「配偶者加給を受給している者」には、配偶者加給と子加給両方の受給者が含まれている。

(注5) 「配偶者加給を受給していない者」には単身者も含まれている。

(資料) 年金局調べ(令和3年度末時点)

加給年金受給者（老齢厚生年金、65～69歳、女性）の年金額階級別分布

老齢年金額（月額） 階級	1号厚生年金期間が20年以上 の受給者		配偶者加給を受給している者		配偶者加給を受給していない者	
	万人	%	万人	%	万人	%
万円以上 万円未満 ～10	41.6	44.2	0.1	3.3	41.5	44.9
10～13	35.7	38.0	0.6	38.7	35.1	38.0
13～16	12.4	13.2	0.6	39.7	11.7	12.7
16～19	3.7	4.0	0.2	13.3	3.5	3.8
19～22	0.5	0.6	0.1	4.3	0.5	0.5
22～25	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
25～	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
計	93.9	100.0	1.6	100.0	92.3	100.0
平均額	10.7万円		13.9万円		10.7万円	

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を受給している者を集計対象としている。

(注3) 「老齢年金額(月額)」は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給額の合計のこと。

(注4) 「配偶者加給を受給している者」には、配偶者加給と子加給両方の受給者が含まれている。

(注5) 「配偶者加給を受給していない者」には単身者も含まれている。

(資料) 年金局調べ(令和3年度末時点)

加給年金受給者（老齢厚生年金、65歳、男女別）の人数、平均老齢年金額

男性

	1号厚生年金期間が20年以上 の受給者	配偶者加給を受給している者	配偶者加給を受給していない者
受給者数	33.6 万人 (100%)	15.7 万人 (47%)	17.8 万人 (53%)
平均老齢年金額	16.0 万円	18.6 万円	13.6 万円

女性

	1号厚生年金期間が20年以上 の受給者	配偶者加給を受給している者	配偶者加給を受給していない者
受給者数	15.6 万人 (100%)	0.6 万人 (4%)	15.1 万人 (96%)
平均老齢年金額	10.8 万円	13.9 万円	10.7 万円

(注1) 旧法分及び共済分を除く。

(注2) 老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方を受給している者を集計対象としている。

(注3) 「平均老齢年金額は、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給額の合計の平均額(月額)のこと。

(注4) 「配偶者加給を受給している者」には、配偶者加給と子加給両方の受給者が含まれている。

(注5) 「配偶者加給を受給していない者」には単身者も含まれている。

(資料) 年金局調べ(令和3年度末時点)

配偶者加給年金受給者（老齢厚生年金、男女計）の年齢別受給者数

（万人）

		加給対象者の年齢						
		～59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	計
受給者の年齢	～65歳	6.2	2.3	2.8	2.6	2.8	2.6	19.4
	66歳	4.8	1.9	2.6	2.6	2.8	2.8	17.6
	67歳	3.6	1.4	2.1	2.2	2.7	2.8	14.8
	68歳	2.6	1.0	1.5	1.7	2.4	2.7	11.8
	69歳	2.0	0.7	1.1	1.3	1.8	2.3	9.2
	70歳～	6.1	1.6	2.2	2.6	3.9	5.6	22.0
	計	25.3	9.0	12.3	13.0	16.4	18.9	94.8

（注1）旧法分及び共済分を除く。

（注2）受給者の年齢における「～65歳」欄には、64歳以下の受給者（加給対象者の年齢計で2.0万人）を含む。

（資料）年金局調べ（令和3年度末時点）

これまでの年金部会における主なご意見

(令和5年5月8日 第3回年金部会)

- ・ 特に配偶者加給年金については、夫婦の年齢差によって支給の有無や支給期間の長短が決まるものですので、公平性の観点からも見直しの検討の必要性があるのではないかと思いますし、また、現在共働きの世帯が増えていますし、今後、厚生年金に夫婦共に長く加入する世帯が増えていくものと思われるので、現在の社会に合っていないのではないかと思います。(中略) 今後、振替加算は対象者がいなくなっていくのに対して、加給年金は残るということで、確かに国年法と厚年法で法律が異なりますので、制度の創設背景や意味合いは異なるかもしれませんが、このタイミングで配偶者の加給年金についてもその役割は果たしたと言えるのではないかと考えております。ただ、加給年金自体は老齢だけではなく、配偶者だけでもないので、それぞれについての議論も必要かと思えます。

(令和元年10月18日 第12回年金部会)

- ・ 今は共働きがふえていますし、より適用拡大を進めていけば、厚生年金加入がおのずとふえるので、逆に加給年金の対象者は減少するのではないかと思いますし、理解が広がれば加給年金の対象となるために、みずからの厚生年金期間を20年に満たないように調整するようなことも少なくなると思えますので、何度も同じことで申しわけないのですが、この機会に繰り下げ制度の御理解と周知方法に関して、一番現場を預かる日本年金機構などの現場の声を確認しつつ進めていただければと考えています。

(平成30年11月2日 第6回年金部会)

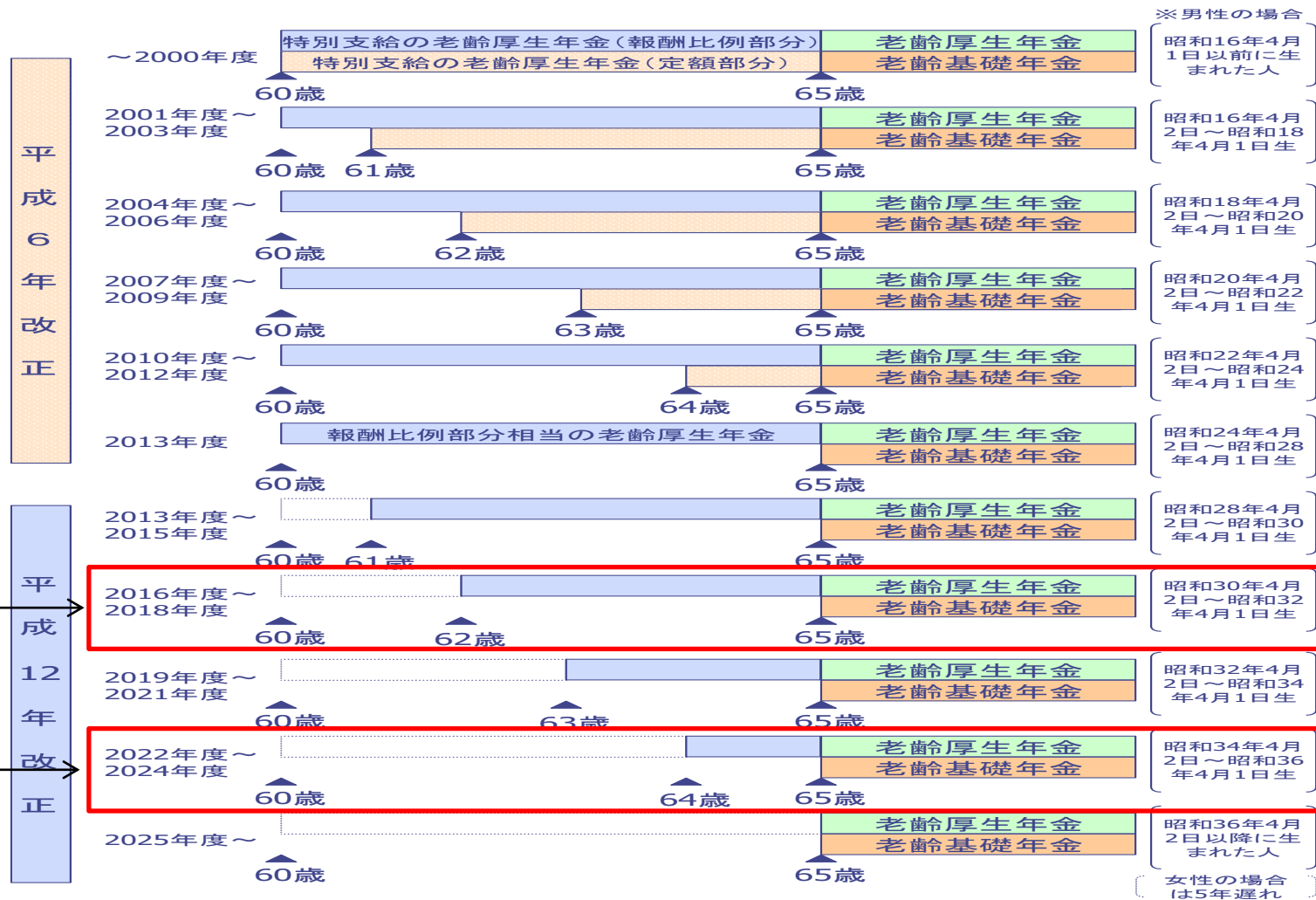
- ・ (前略) 受給開始時期の期間についてですが、加給年金や振替加算が支給されないという問題等々を含めて、この繰下げをためらわせる要因についてどう考えていくのかということ引き続き検討していくことかと思えます(以下略)。

(平成30年10月10日 第5回年金部会)

- ・ 60後半は多様な働き方があり得ると思えますけれども、これを逆に年金制度が邪魔をしてはいけないと思っています。具体的に言うと、この辺は繰り下げ受給とのコンビネーションの問題も出てくると思えます。在職老齢年金や加給年金がこういう選択に邪魔をしていないかどうかということも考えなければいけません(以下略)。

(参考) 現行の支給開始年齢引上げのスケジュール (老齢厚生年金)

- 老齢厚生年金の支給開始年齢については、「定額部分」は、2001年度から2013年度までかけて60歳から65歳に既に引き上がっており、「報酬比例部分」は、2013年度から2025年度までかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっている(女性の引上げスケジュールは5年遅れ)。



現在の女性の支給開始年齢
報酬比例部分 ⇒ 62歳 ※
(65歳から老齢基礎年金を支給)

現在の男性の支給開始年齢
報酬比例部分 ⇒ 64歳
(65歳から老齢基礎年金を支給)

※ 2021年度に60歳に到達する昭和36年(1961年)4月2日以降生まれの女性については、年金支給は62歳に到達する2023年度の4月2日以降となる。

(参考) 振替加算制度について

制度趣旨

昭和61年4月以前は、被用者年金の被扶養配偶者については、国民年金は任意加入とされていたため、昭和61年4月以降にこれらの者が国民年金の被保険者になった場合でも、加入期間が短く、65歳から支給される老齢基礎年金の額が低額になる場合がある。このため、これらの者について、昭和61年4月から60歳に達するまでの期間を考慮して、生年月日に応じて加算を行う。

支給要件

- ・ 老齢基礎年金の受給権者（大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者に限る。）が65歳に達した日において、その者の配偶者によって生計が維持されていること
- ・ 65歳に達した日の前日において、配偶者が受給権を有する老齢厚生年金等（※）の加給年金額の加算対象者となっていること
- ・ 被保険者期間240月以上の老齢厚生年金等を受けることができる者でないこと

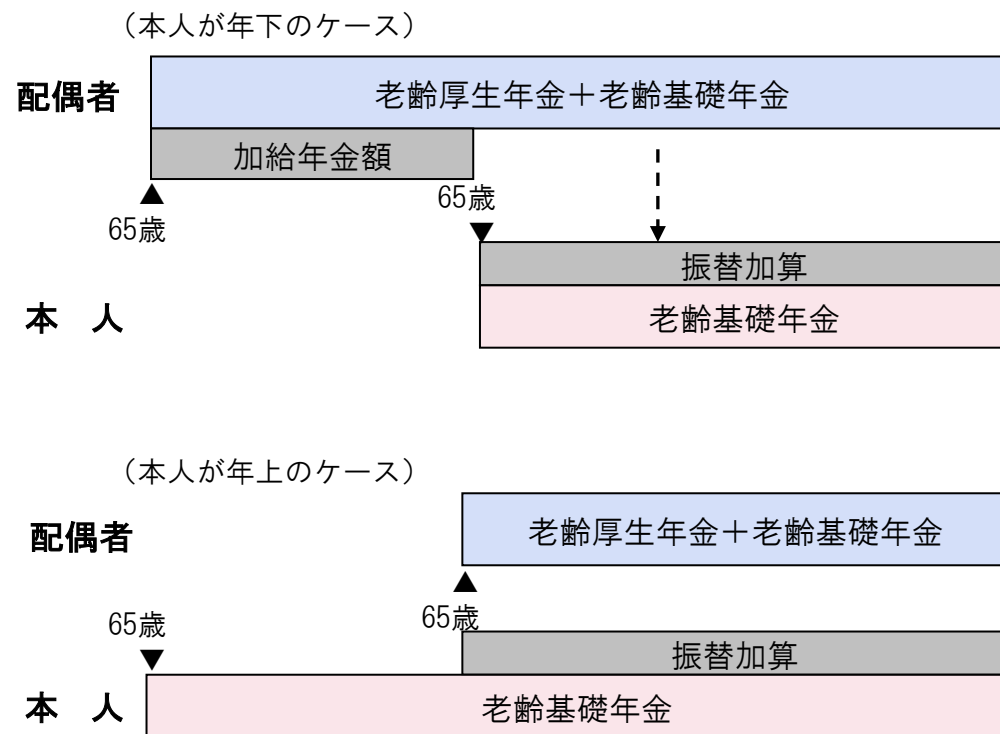
※ 老齢厚生年金（被保険者期間240月以上）、障害厚生年金（1級又は2級）等

振替加算の額

※金額は令和5年度

- ・ 生年に応じて、228,100円／年～15,323円／年
- ※ 昭和41（1966）年4月2日生まれの者が65歳に到達する令和13（2031）年4月1日以降は、新たな加算対象者は発生しない。

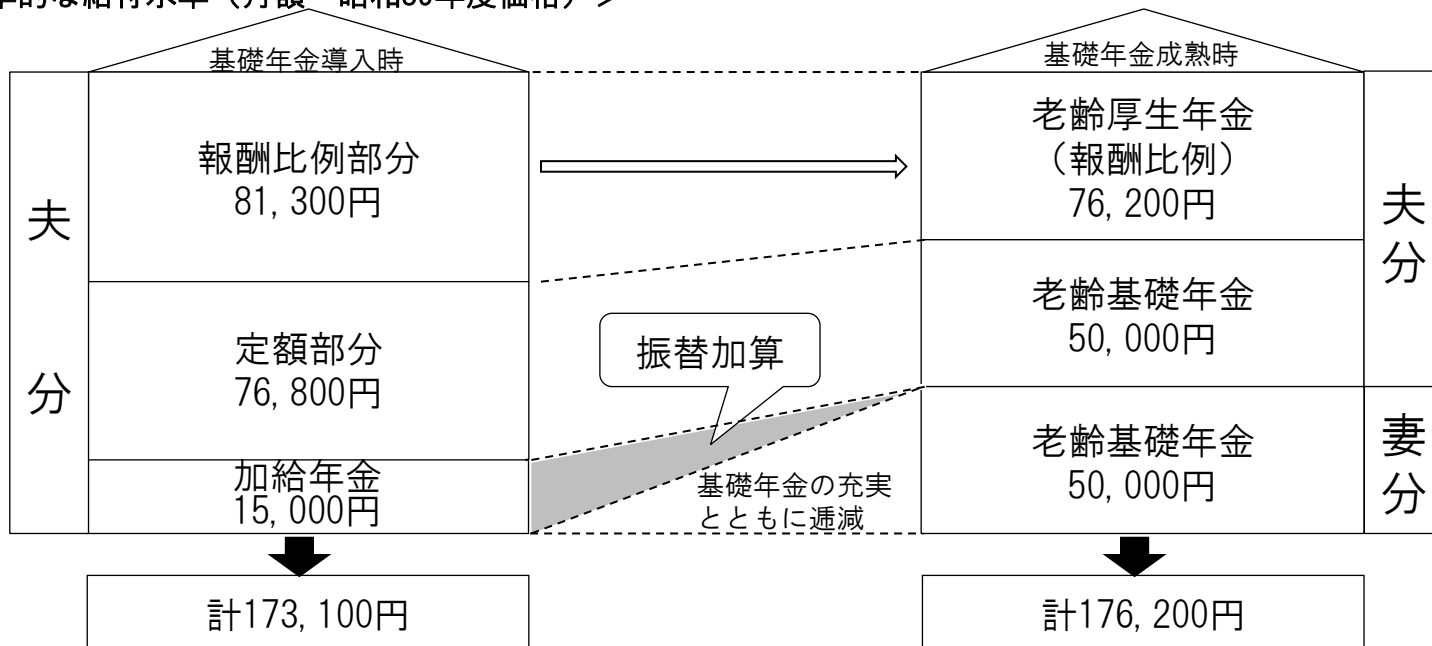
＜加給年金額と振替加算の加算イメージ＞



（注） 受給者数：727.9万人、支給総額：8,129億円（令和3年度末時点の数値（年金局調べ））

(参考) 振替加算について

<厚生年金の標準的な給付水準（月額・昭和59年度価格）>



<振替加算額表（年額）（令和5年4月～）>

（年額）

配偶者の生年月日	振替加算額（円）	配偶者の生年月日	振替加算額（円）	配偶者の生年月日	振替加算額（円）
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	228,100	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	155,108	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	82,116
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	221,941	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	148,949	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	75,957
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	216,011	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	143,019	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	70,027
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	209,852	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	136,860	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	63,868
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	203,693	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	130,701	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	57,709
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	197,763	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	124,771	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	51,779
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	191,604	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	118,612	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	45,740
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	185,445	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	112,453	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	39,565
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	179,515	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	106,523	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	33,619
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	173,356	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	100,364	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	27,444
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	167,197	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	94,205	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	21,269
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	161,267	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	88,275	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,323

(参考) 公的年金制度の年金給付における加算一覧

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	<p>配 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・65歳未満</p> <p>②224,700円+特別加算(最大165,800円) = 最大390,500円(※1)</p> <p>③95.0万人、3,700億円</p> <p>子 加給年金</p> <p>①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで(※2)</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)</p> <p>③2.5万人、70億円</p>	<p>配 加給年金</p> <p>①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級</p> <p>②224,700円(特別加算なし)</p> <p>③8.1万人、182億円</p>	<p>配 中高齢寡婦加算</p> <p>①妻・40~64歳(※4)</p> <p>②585,700円</p> <p>③28.8万人、1,688億円</p> <p>配 経過的寡婦加算</p> <p>①妻(昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る)・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者</p> <p>②585,700円~19,547円(生年月日による)</p> <p>③344.6万人、11,033億円</p>
	<p>配 振替加算</p> <p>①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者(※3)</p> <p>②224,700円~15,055円</p> <p>③727.9万人、8,129億円</p> <p>配 寡婦年金</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)</p> <p>③9.5万人、312億円</p>	<p>子 子の加算</p> <p>①死亡当時に生計維持・18歳になる年度末まで</p> <p>②224,700円(第2子まで) (第3子以降74,900円)(※5)</p> <p>③7.9万人、244億円</p>
基礎年金			

注 ③受給者数及び支給総額については、令和3年度末時点の数値(年金局調べ)。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日~昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間(国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満)にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子224,700円、第3子以降74,900円となる。